

No.207
2019
4/2



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



JR東労組ステーションサービス第3号 2019年度賃金引上げに関する申し入れ 妥結!

念願の「定期昇給の
昇給係数4」実施!

1. 昇給について

社員について、賃金規程（平成25年4月1日 JESS 達第1号）第12条から第19条に定める昇給を実施し、その昇給係数は4とする。



2. 支給開始日

2019年4月1日付で昇格する社員は4月23日（火）の給与支給より行い、その他社員については、4月および5月分の清算を含め6月21日（金）以降準備出来次第とする。

3月29日、JR東労組ステーションサービス協議会は申3号「2019年度賃金引上げに関する申し入れ」について妥結しました。要求した基本給一律6,000円の引き上げについては「当社が置かれている状況や今後の見通しを踏まえ、基本給の改善は見送ることとする」と回答され実現できませんでしたが、粘り強く交渉した結果念願であった「定期昇給の昇給係数4の実施」を勝ち取りました。



働きがいある職場環境の実現に向け、
JR東労組の旗の下に結集したたかおう!